

# 届出のしおり

大気汚染防止法（一般粉じん発生施設）  
大阪府生活環境の保全等に関する条例  
（粉じんに係る届出施設）

令和5年 4月

大阪市環境局

## はじめに

この冊子は、大気汚染防止法(以下「法」という。)の一般粉じん、大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)の粉じんについて説明したものです。

一般粉じん・粉じんとは、物の破碎、選別等の機械的な処理や堆積に伴い発生し飛散する物を言います。

法では一般粉じん、条例では粉じんを発生すると考えられる施設をそれぞれ定め、これらの施設に対して規制基準の遵守義務や届出義務を設けています。

※条例改正に伴い、令和4年4月より一般粉じん規制と特定粉じん規制を統合し、粉じん規制と位置付けています。

# 目 次

1 届出施設	
(1) 法に関するもの	1
(2) 条例に関するもの	2
2 規制基準	
(1) 法に関するもの	5
(2) 条例に関するもの	6
3 届出の種類と提出時期	7
4 届出書の作成要領	
(1) 事前相談・届出書の提出先	7
(2) 届出書の提出部数	7
(3) 届出書の返戻	7
(4) 届出に必要な書類	
ア 届出書及び別紙	8
イ 添付書類等	8
(5) 届出書の記載方法	
ア 法の届出書(表紙)の記載例	9
イ 条例の届出書(表紙)の記載例	10
ウ 届出書(表紙)の記載上の注意事項	11
エ 法の別紙1の記載例	13
オ 法の別紙1の記載上の注意事項	14
カ 条例の別紙2の1の記載例	15
キ 条例の別紙2の1の記載上の注意事項	16
ク 法の別紙2、条例の別紙2の2の記載例	17
ケ 法の別紙2、条例の別紙2の2の記載上の注意事項	18
コ 法の別紙3、条例の別紙2の3の記載例	19
サ 法の別紙3、条例の別紙2の3の記載上の注意事項	20
シ 法の別紙4、条例の別紙2の4の記載例	21
ス 法の別紙4、条例の別紙2の4の記載上の注意事項	22
(6) 添付書類等	
ア 変更届出説明書の記載例	23
イ 変更届出説明書の記載上の注意事項	24

# 1 届出施設

## (1) 法に関するもの（法施行令別表第2）

項	用途	施設の種類	規模又は能力	備考
1	すべて	コークス炉	原料の処理能力(50t/日以上)	
2		鉱物又は土石の堆積場	面積(1,000㎡以上)	
3	鉱物、土石又はセメント	ベルトコンベア	ベルトの幅(75cm以上)	密閉式除く※1
		バケットコンベア	バケットの内容積(0.03㎡以上)	
4	鉱物、岩石又はセメント	破碎機・摩砕機	原動機の定格出力(75kw以上)	湿式除く ※2
5		ふるい	原動機の定格出力(15kw以上)	

(備考)

※1 「密閉式」とは、常時密閉されていることにより、施設内で発生した一般粉じんが施設外の大気中に排出され、又は飛散しないものをいう。

※2 「湿式」とは、原材料の投入時に、既に水等と混合されているなど湿潤状態にあり、施設から発生する一般粉じんが実際上ないと考えられるものをいう。

(注意)

(1) 条例の「粉じんに係る届出施設」は、すべて「…の製造の用に供する施設」に限定されているが、法の「一般粉じん発生施設」には特にそのような限定はなく、「製造の用に供していない場所」に設置される「一般粉じん発生施設」も法の届出対象となる。

(例) 産業廃棄物中間処理場に設置される製造の用に供さない、一般粉じん発生施設は法の届出対象となる。

(2) 「鉱物」とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物及びこれに類するもの(例えば、コークス、鉱石ペレット、化学石こう、カーバイド等)をいう。

(3) 「土石」とは、埋立て用の土砂、海砂等のほか産業廃棄物のうち、建設廃材(コンクリートがら、アスファルトがら等)、鉱さい(高炉さい、転炉さい等)や石炭灰をいう。

(4) 「岩石」とは、採石法第2条に規定する岩石をいう。産業廃棄物の建設廃材(コンクリートがら、アスファルトがら等)や、鉱さいは「岩石」には含まれない。

## (2) 条例に関するもの（条例施行規則別表第3第3号）

項	用途	施設の種類	規模又は能力	備考
1	食料品の製造	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルトの幅(40cm以上) バケットの内容積(0.01m <sup>3</sup> 以上)	※2
		ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1
		粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1
		リンターの分離施設	すべて	
2	繊維製品(衣服等に 係るものを除く) の製造	製綿施設	すべて	
		植毛施設	すべて	
		起毛施設	すべて	
		剪毛施設	すべて	
		混合施設	すべて	
3	木材若しくは木製 品の製造(家具を 除く)又はパルプ、 紙若しくは紙加 工品の製造	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルトの幅(40cm以上) バケットの内容積(0.01m <sup>3</sup> 以上)	※2
		粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1
		研削・研磨施設	原動機の定格出力(0.75kw以上)	
		切断施設	原動機の定格出力(0.75kw以上)	
		吹付塗装施設	すべて	
4	化学工業品、石油 製品又は石炭製品 の製造	粉粒塊堆積場	面積(500m <sup>2</sup> 以上)	
		粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルトの幅(40cm以上) バケットの内容積(0.01m <sup>3</sup> 以上)	※2
		ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1
		選別施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1
		粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1
		混合施設	すべて	
		配合施設	すべて	
		混練施設	すべて	
		造粒施設	造粒面の内径(1.5m以上)	
5	プラスチック製品 の製造	粉碎施設	すべて	※1
		研磨施設	すべて	※1
		吹付塗装施設	すべて	
		配合施設	すべて	
		混練施設	すべて	

項	用途	施設の種類	規模又は能力	備考	
6	ゴム製品の製造	混練施設	すべて		
7	窯業製品又は 土石製品の製造	イ	粉粒塊堆積場	面積(500㎡以上)	
		ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルトの幅(40cm以上) バケットの内容積(0.01m³以上)	※2、※5
		ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1、※5
		ニ	選別施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1、※5
		ホ	粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1、※5
		ヘ	研磨施設	すべて	※1
		ト	岩綿又は鉍滓綿加工施設	すべて	
		チ	吹付塗装施設	すべて	
		リ	セメントサイロ	貯蔵容量(300m³以上)	
		ヌ	混合施設	すべて	
8	鉄鋼若しくは非鉄 金属の製造、金属 製品の製造又は 機械若しくは機械 器具の製造	イ	粉粒塊堆積場	面積(500㎡以上)	
		ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルトの幅(40cm以上) バケットの内容積(0.01m³以上)	※2、※6
		ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1、※6
		ニ	粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1、※6
		ホ	研磨施設	すべて	※1
		ヘ	溶射施設	すべて	
		ト	吹付塗装施設	すべて	
		チ	切断施設	すべて	
		リ	鋳型砂処理施設	すべて	
		ヌ	鋳型ばらし施設	すべて	
		ル	ダクタイル処理施設	すべて	
		ヲ	スカーファ	すべて	
		ワ	混合施設	すべて	
		カ	配合施設	すべて	
		ヨ	混練施設	すべて	
タ	造粒施設	造粒面の内径(1.5m以上)			

項	用途	施設の種類	規模又は能力	備考
9	その他の製品の製造	粉砕施設	すべて	※3
		研摩施設	すべて	※4
		吹付塗装施設	すべて	
10	ガスの製造	粉粒塊堆積場	面積(500㎡以上)	
		粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルトの幅(40cm以上) バケットの内容積(0.01m <sup>3</sup> 以上)	※2
		ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kw以上)	※1
		粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kw以上)	※1
		配合施設	すべて	

(備考)

※1 湿式のものを除く

※2 袋詰めされた物の輸送の用に供するものを除く

※3 つの又は貝殻の粉砕の用に供するものに限り、湿式のものを除く

※4 つの又は貝殻の研摩の用に供するものに限り、湿式のものを除く

※5 汚染土壌処理施設並びに蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設については、その施設の規模又は能力によらず、すべての施設が規制対象

※6 蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設については、その施設の規模又は能力によらず、すべての施設が規制対象

(注意)

次に掲げる施設は除く。

(1) 実験の用に供するもの

(2) 移動式のもの

(3) 粉じんが外部に飛散しにくい構造の建築物内に設置されているもの

(4) 一般粉じん発生施設

## 2 規制基準

### (1) 法に関するもの（法施行規則別表第6）

施設の種類	規制基準
コークス炉	<p>① 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>② 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>③ 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
コークス炉以外の施設 〔 鉍物又は土石の堆積場 ベルトコンベア バケットコンベア 破碎機・摩砕機 ふるい 〕	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>① 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>② 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>③ 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>④ 鉍物又は土石の堆積場にあつては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>⑤ ベルトコンベア及びバケットコンベアにあつては、コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に②又は③の措置が講じられていること。</p> <p>⑥ 破碎機及び摩砕機、ふるいにあつては、フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>⑦ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>



(2) 条例に関するもの（条例施行規則別表第5第3号）

施設の種類	規制基準(※2)
粉じんを建築物の外部に強制的に排出する施設(※1)	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>① 処理装置が設置され、適正に稼動されていること。</p> <p>② 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
上記以外の施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>① 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>② 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>③ 粉粒塊堆積場にあつては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>④ 粉粒塊輸送用コンベア施設にあつては、コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼動されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に①又は②の措置が講じられていること。</p> <p>⑤ 粉粒塊堆積場及び粉粒塊輸送用コンベア施設以外の施設にあつては、処理装置が設置され、適正に稼動されていること。</p> <p>⑥ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

(備考)

処理装置は、次のものとする。

- (1) 吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの
- (2) 吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの

(注意)

※1 「建築物の外部に強制的に排出する施設」とは、施設から発生する粉じんを当該施設が設置されている建築物の外部に換気扇、煙突、フード、ダクト、建屋の上部に設けられた排風機等により強制的に排出するものをいう。

※2 令和5年4月の改正規則に基づき使用届出の提出がされた粉粒塊輸送用コンベア施設については、令和6年3月31日まで基準適用が猶予される。

### 3 届出の種類と提出時期

届出が必要な場合	届出の種類	提出時期
一般粉じん発生施設又は届出施設(以下「届出施設等」)を設置する場合	設置届	工事着手前
法・条例の改正等によって新たに届出施設等となった場合	使用届	届出施設等となった日から30日以内
届出施設等の構造、使用又は管理の方法、処理等の方法を変更しようとする場合	変更届	変更工事着手前
次の事項を変更した場合 <個人の場合>                      <法人の場合> ①届出者の氏名                      ①法人の名称 ②届出者の住所                      ②本社所在地 ③工場・事業場の名称              ③代表者の氏名 ④工場・事業場の所在地            ④工場・事業場の名称 ⑤工場・事業場の所在地	氏名等変更届	変更日から30日以内
届出施設等を廃止した場合	廃止届	廃止日から30日以内
届出施設等を譲渡・合併・相続等により承継した場合	承継届	承継日から30日以内

### 4 届出書の作成要領

#### (1) 事前相談・届出書の提出先

届出書の作成や提出などが円滑に行われるように届出書提出前の事前相談を実施しています。届出書に不備があるために受理が遅れ、工事着手が円滑に進まないことなどを防止するためにも、事前相談を行うようお願いします。

届出書の提出先は、工場・事業場の所在する区を担当する各環境保全監視グループです。

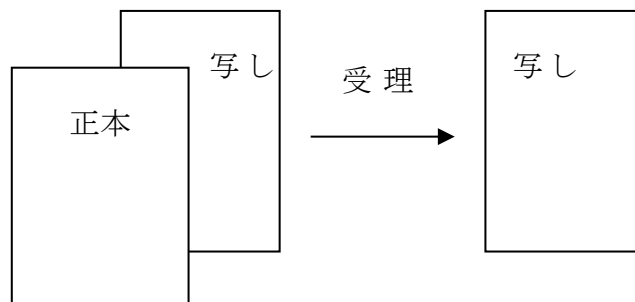
#### (2) 届出書の提出部数

届出書の提出部数は、2通(正本1通、写し1通)です。

写しについては、正本のコピーでも可とします。

#### (3) 届出書の返戻

届出が受理された後、提出された写しの1通が返却されます。



#### (4) 届出に必要な書類

届出には、次の「ア 届出書及び別紙」と「イ 添付書類」の両方が必要です。

##### ア 届出書及び別紙

届 出 書 及 び 別 紙	備 考
一般粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書	法に係る届出のみ
届出施設設置(使用・変更)届出書	条例に係る届出のみ
別紙1 一般粉じん発生施設(コークス炉)の構造並びに使用及び管理の方法	該当するもののみ添付すること
別紙2の1 届出施設(粉粒塊堆積場、粉粒塊輸送用コンベア施設、粉砕施設、ふるい分施設、選別施設以外)の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法(粉じん)	
別紙2 一般粉じん発生施設(堆積場)の構造並びに使用及び管理の方法	
別紙2の2 届出施設(粉粒塊堆積場)の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法(粉じん)	
別紙3 一般粉じん発生施設(コンベア)の構造並びに使用及び管理の方法	
別紙2の3 届出施設(粉粒塊輸送用コンベア施設)の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法(粉じん)	
別紙4 一般粉じん発生施設(破砕機、摩砕機、ふるい)の構造並びに使用及び管理の方法	
別紙2の4 届出施設(粉砕施設、ふるい分施設、選別施設)の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法(粉じん)	

##### イ 添付書類等

###### (ア)届出に必要な書類、図面等

必 要 な 書 類	備 考
届出施設等及び一般粉じん・粉じんの処理又は防止のための施設(ばい煙等の処理等を行う施設)の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図)	
届出施設等の構造概要図(主要寸法を記入したもの)	
一般粉じん・粉じんの処理又は防止のための施設(ばい煙等の処理等を行う施設)(煙突、フード、ダクト等を含む)の概要図(主要寸法を記入したもの)	
変更届出説明書	変更届の場合のみ添付
その他特に必要と認めた書類 (例) 原料等の性状分析表	特に求めた場合のみ必要

###### (イ)その他、届出の際に提出する書類

必 要 な 書 類	備 考
委任状	代表者以外が届出する場合必要

(5) 届出書の記載方法

ア 法の届出書(表紙)の記載例

一般粉じん発生施設設置(使用→変更)届出書

〇〇年〇月〇日

大阪市長様

届出者住所 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号

〇〇産業株式会社

氏名 代表取締役 青空 守

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

大気汚染防止法第18条第1項(第18条第3項、第18条の2第1項)の規定により、  
一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	まるまるさんぎょう 〇〇産業株式会社 大阪工場  (電話番号〇〇〇-〇〇〇〇) (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)	※ 整理番号	
		※ 受理年月日	
		※ 施設番号	
工場又は事業場の所在地	大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号	※ 審査結果	
		※ 備考 (収受印等)	
一般粉じん発生施設の種類	第3項 ベルトコンベア 1基		
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり		
添付書類 1 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図) 2 変更届出説明書(変更届の場合に限る。)			

参 考 事 項

工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	届出すべき者が 常時使用する従業員数	〇〇〇人
工場又は事業場の規模	製品製造量 〇〇t/月	資 本 金	〇〇円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先 (電話番号)	労働安全環境課 〇〇〇〇-〇〇〇〇		

- 備考
- 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

イ 条例の届出書(表紙の記載例)

届出施設設置(使用・変更)届出書			
大 阪 市 長 様		令和〇年 〇月 〇日	
		届 出 者 住 所 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 〇〇産業株式会社 氏 名 代表取締役 青空 守 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項(第 21 条第 1 項・第 23 条第 1 項)の規定により、届出施設について、次のとおり届け出ます。			
工場又は事業場の名称	まるまるさんぎょう 〇〇産業株式会社 大阪工場 (電話番号000-0000)		※整理番号
			※受理年月日
工場又は事業場の所在地	(郵便番号000-0000)		
	大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号		※施設番号
届出施設の種 類	3 - 8 項 ホ 研磨施設 1 基		※審査結果
ばい煙	届出施設の構造	別紙1の1のとおり	※備考
	届出施設の使用又は管理の方法	別紙1の2のとおり	
	ばい煙等の処理等の方法	別紙1の3のとおり	
粉じん	届出施設の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	別紙2の1から別紙2の4までのとおり	
添付書類 1 届出施設及びばい煙等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図) 2 工場又は事業場の付近の見取図(指定有害物質以外の有害物質に係る届出の場合に限る。) 3 変更概要説明書(変更届の場合に限る。)			
参 考 事 項			
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	届け出すべき者が常時使用する従業員数	〇〇〇人
工場又は事業場の規模	製品製造量 〇〇t/月	資 本 金	〇〇円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先(電話番号)	労働安全環境課 〇〇〇〇-〇〇〇〇		
備考 1 届出施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3各号の表に掲げる項番号及び施設の種類を記載すること。 2 別紙については、届出施設の種類に応じて、必要なものを添付すること。 3 ※印の欄には、記載しないこと。			

ウ 届出書(表紙)の記載上の注意事項

1	表紙	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。          &lt;例&gt; 1 設置届の場合…… <del>設置(使用、変更)</del>届出書          2 変更届の場合…… <del>設置(使用、変更)</del>届出書          3 使用届の場合…… <del>設置</del>(使用、<del>変更</del>)届出書</p> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。          ア 法の場合          &lt;例&gt;          1 設置届の場合          大気汚染防止法第18条第1項 <del>(第18条第3項、第18条の2第1項)</del>          2 変更届の場合          大気汚染防止法第18条第1項 <del>(第18条第3項、第18条の2第1項)</del>          3 使用届の場合          大気汚染防止法第18条第1項 <del>(第18条第3項、第18条の2第1項)</del></p> <p>イ 条例の場合          1 設置届の場合          大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項 <del>(第21条第1項、第23条第1項)</del>          2 変更届の場合          大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項 <del>(第21条第1項、第23条第1項)</del>          3 使用届の場合          大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項 <del>(第21条第1項、第23条第1項)</del></p>
2	届出者	<p>法人の場合…… その名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載すること。</p> <p>個人の場合…… 事業主の住所、氏名を記載すること。</p> <p>非法人の団体の場合…… 非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。</p> <p>(注1) 代表者でないものが届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証する委任状（1通）を添付すること。</p> <p>(注2) 届出者は、次に掲げる場合を除き、原則として施設の設置者である。          (1) リース、レンタル、貸工場、貸ビル等内のテナントの施設については、施設使用者が届出者である。          (2) 共有施設については、共有者（管理組合等）の代表者が届出者である。</p>

3	工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。          個人の場合は屋号を記載すること。          電話番号を記載すること。          届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
4	工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号も記載すること。          届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（〇〇地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。</p>
5	一般粉じん発生施設又は届出施設の種類	<p>法の場合は、法施行令別表第2、条例の場合は、条例施行規則別表第3第3号に係る項番号、名称及び基数を記載すること。</p> <p>&lt;例&gt; 第3項 ベルトコンベア 1基</p> <p>条例の2以上の区分（例えば、「有害物質」と「粉じん」）に係る届出施設については、次のように記載すること。</p> <p>&lt;例&gt; 2-4項又 混合施設          3-4項へ 混合施設 } 1基</p>
6	工場又は事業場の事業内容	<p>総務省「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。</p>
7	工場又は事業場の規模	<p>製品の生産量等の工場、事業場の規模を表す指標を記載すること。          サービス業等の適当な指標がない業種については、必ずしも記載しなくてもよい。</p>
8	常時使用する従業員数	<p>届出する事業者が常時使用する従業員の数（本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パートを除く。）を記載すること。</p>
9	資本金	<p>法人のみ記載すること。</p>
10	当該届出についての担当部課名及び緊急連絡先（電話番号）	<p>この届出についての連絡先（担当する部・課名等）を記載すること。          また、その連絡先の電話番号（直通、内線の別）を記載すること。          &lt;例&gt; 労働安全環境部環境課 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（ダイヤルイン）</p>

エ 法の別紙1の記載例

別紙1 一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		No. 5	
名称及び型式		〇〇社製コークス炉(AB-12)	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		令和 〇 年 〇 月 〇 日	年 月 日
使用開始予定年月日		令和 〇 年 〇 月 〇 日	年 月 日
規模	原料の処理能力 (t/日)	800	
	炉室数	35	
	炭化時間 (h)	15	
装炭作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	〇〇社製バグフィルター(AB-12)+ 〇〇社製無煙装入装置(CD-3)	
	集じん機効率 (%)	99%	
	送風機の原動機出力 (kW)	750	
窯出し作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	バグフィルター (装炭と共用)	
	集じん機効率 (%)	99%	
	送風機の原動機出力 (kW)	750	
消火作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	乾式消火設備 ソ連式CDR	
添付書類 1 一般粉じん発生施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）			

一般粉じんの発生及び処理又は防止に係る操業の系統の概要 (作業工程)	石炭 → <b>コークス炉</b> → 溶 電 均 圧 鉄鉱石 → 焼 結 機 → 炉 銑 炉 熱 延
参 考 事 項	コークス炉の発生ガスは、精製後コークス炉の燃料に使用

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。  
2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。



**オ 法の別紙1の記載上の注意事項**

- (ア) この用紙は、法の一般粉じん発生施設(コークス炉)の場合のみ記載すること。
- (イ) 各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号(記号)又は固有の呼称を与えて記載すること。(番号に重複のないようにすること。また、一連番号を与えるなどわかりやすいように記載すること。)
2	名称及び型式	名称(法施行令別表第2に掲げる名称)、製造会社名及び型式を記載すること。
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。
6	規模	
	原材料の処理能力	炉が複数で能力が異なるときは、それぞれ記載すること。
	炉室数	炉室の数を記載すること。
7	炭化時間	炉が複数で炭化時間が異なるときは、それぞれ記載すること。
	装炭作業・窯出し作業	
	一般粉じんの処理装置の種類・型式	当該処理装置の種類、製造会社名、名称及び型式を具体的に記載すること。 <例> ○○社製電気集じん機(ABC-1234)
8	集じん機効率 (%)	重量比で記載すること。 <参考> 集じん機の効率 (%) $= \frac{\text{入口の粉じん量} - \text{出口の粉じん量}}{\text{入口の粉じん量}} \times 100$
	送風機の原動機出力	集じん機等に付帯している送風機の原動機出力をカタログ等を参考に記載すること。
9	消化作業	
10	一般粉じんの処理又は防止に係る操業の系統の概要(作業工程)	当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順(工程)を記載すること。
10	参考事項	上記の記載に係る補足等を記載すること。

カ 条例の別紙2の1の記載例

別紙2の1 届出施設（粉粒塊堆積場、粉粒塊輸送用コンベア施設、粉碎施設、ふるい分施設、選別施設以外）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）			
工場又は事業場における施設番号	No. 1		
名称及び型式	研磨施設 〇〇社製ショットブラスト (AB-12)		
設置年月日	年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	年 月 日	
使用開始予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	年 月 日	
規模	原動機の定格出力 (kW)	22 kW	
	造粒面の内径 (m)		
	貯蔵容量 (m <sup>3</sup> )		
	処理能力 (t/h)	0.9 t/時	
処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量 (t/月)	鋼材のパイプ 250 t/月		
使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	届出施設がその中に設置されている建築物の概要		
	処理装置	処理装置の種類及び型式	〇〇社製バグフィルター (AB-12)
		処理効率 (%)	99 %
		送風機の原動機出力 (kW)	3.7 kW
		排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	3,600 m <sup>3</sup> N/時
	散水	装置の種類及び型式	
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	
		処理量当たりの散水量 (L/t)	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	
添付書類	1 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 ばい煙等の処理等を行う施設（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）		
ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	原材料 → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">研磨</span> → 亜鉛めっき		
備考	1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における量に換算したものとす。 3 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。		

キ 条例の別紙2の1の記載上の注意事項

(ア)この用紙は、条例の届出施設(粉粒塊堆積場、粉粒塊輸送用コンベア施設、粉碎施設、ふるい分施設、選別施設を除く。)の場合のみ記載すること。

(イ)各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号(記号)又は固有の呼称を与えて記載すること。(番号に重複のないようにすること。また、一連番号を与えるなどわかりやすいように記載すること。)		
2	名称及び型式	名称(条例施行規則別表第3第3号に掲げる名称)、製造会社名及び型式を記載すること。		
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。		
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。		
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。		
6	規 模	原動機の定格出力	原動機を使用するものについて記載すること。	
		造粒面の内径	当該届出施設等で処理する製品の造粒面の内径を記載すること。	
		貯蔵容量	当該届出施設等の貯蔵容量を記載すること。	
		処理能力	当該届出施設等の製品処理能力を記載すること。	
7	処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量	処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量を具体的に記載すること。		
8	使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	届出施設がその中に設置されている建築物の概要	届出施設が設置されている建築物の構造を具体的に記載すること。 <例> 鉄筋コンクリート造り(出入口は、シャッターで、その他開口部なし)	
		処 理	処理装置の種類及び型式	当該届出に係る処理装置の種類、製造会社名、名称及び型式を具体的に記載すること。 <例> ○○社製電気集じん機(ABC-1234)
			処理効率	重量比で記載すること。 <参考> 処理効率(%) = $\frac{\text{入口の粉じん量} - \text{出口の粉じん量}}{\text{入口の粉じん量}} \times 100$
		装 置	送風機の原動機出力	処理装置に付帯している送風機の原動機出力をカタログ等を参考に記載すること。
			排出ガス量	処理装置の送風機能力等により算出し、標準状態(温度0℃、圧力1気圧)に換算して記載すること。 <参考> 排出ガス量 = $\frac{\text{送風機能力}(\text{m}^3/\text{分}) \times 273}{273(\text{℃}) + 15(\text{℃})} \times 60(\text{分})$
		散 水	装置の種類及び型式	散水装置の種類、製造会社名、型式及び基数を記載すること。
			装置の能力	散水装置の散水能力(実散水量ではない。)を記載すること。
		処理量当たりの散水量	当該届出施設で処理する物の処理量1トン当たりの実散水量を記載すること。	
防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 <例> ビニールシート掛け			
その他	方法	散水等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合には、その方法を具体的に記載すること。		
9	ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要(作業工程)	当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順(工程)を記載すること。		

ク 法の別紙2、条例の別紙2の2の記載例

別紙2 一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法			
別紙2の2 届出施設（粉粒塊堆積場）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）			
工場又は事業場における施設番号	No. 2		
名称及び型式	土石の堆積場		
設置年月日	年 月 日		
着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日		
使用開始予定年月日	令和〇年 〇月 〇日		
規模	面積 (m <sup>2</sup> )	1,500 m <sup>2</sup>	
	堆積能力 (t)	1,500 t	
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)		比重 (真) 2.7 砂 (粒度 10~40mm) 150,000 水分 3% t/年	
（使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法）	堆積場（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要		スレート葺き四方開放
	散水	装置の種類、型式及び基数	〇〇社製スプリンクラー (A-1) 4基
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	1.3 m <sup>3</sup> /時
		散水の方法	10 L/tの量で約10 mの高さから散布
	防じんカバーの設置状況		
	薬液散布	薬液の種類及び名称	
		装置の種類、型式及び基数	
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	
		散水の方法	
	締固め	装置の種類及び型式	
		方 法	
	その他	方 法	
添付書類			1 粉じん発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 粉じんの飛散防止のための装置（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）
ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）		原料 → 堆積 → 生コン製造 → 製品	
備考			
1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。			
2 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には、比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。			
3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（散水の場合にあっては、水量L/t）、実施頻度等を記載すること。			
4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。			

ケ 法の別紙2、条例の別紙2の2の記載上の注意事項

(ア)この用紙は、法の一般粉じん発生施設(堆積場)及び条例の届出施設(粉粒塊堆積場)の場合のみ記載すること。

(イ)各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号(記号)又は固有の呼称を与えて記載すること。(番号に重複のないようにすること。また、一連番号を与えるなどわかりやすいように記載すること。)		
2	名称及び型式	名称(法施行令別表第2に掲げる名称(堆積場)又は条例施行規則別表第3第3号に掲げる名称(粉粒塊堆積場))、製造会社名及び型式を記載すること。		
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。		
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。		
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。		
6	規模	面積	堆積場の面積を記載すること。	
	堆積能力	堆積することができる量を記載すること。		
7	堆積場の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量	堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量を記載すること。		
8	(使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法)	堆積場(届出施設)がその中に設置されている建築物の概要	堆積場(粉粒塊堆積場)が設置されている建築物の構造を具体的に記載すること。 <例> 鉄筋コンクリート造り(出入口は、シャッターで、その他開口部なし)	
		散水	装置の種類、型式及び基数	散水装置の種類、製造会社名、型式及び基数を記載すること。
			装置の能力	散水装置の散水能力(実散水量ではない。)を記載すること。
			散水の方法	散水の実施量、実施頻度等を記載すること。
		防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 <例> ビニールシート掛け	
		薬液散布	薬液の種類及び名称	使用する薬液の種類及び名称を記載すること。
			装置の種類、型式及び基数	散布装置の種類、製造会社名、型式及び基数を記載すること。
			装置の能力	散布装置の散布能力(散布実施量ではない。)を記載すること。
			散布の方法	薬液散布の実施量、実施頻度等を記載すること。
		締固め	装置の種類及び型式	装置の種類、製造会社名、型式及び基数を記載すること。
方法	実施量、実施頻度等を記載すること。			
その他	方法	散水や、薬液散布等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合には、その方法を具体的に記載すること。		
9	ばい煙等の発生及び処理等に係る作業の系統の概要(作業工程)	当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順(工程)を記載すること。		

コ 法の別紙3、条例の別紙2の3の記載例

別紙3 一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法			
別紙2の3 届出施設(粉粒塊輸送用コンベア)の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）			
工場又は事業場における施設番号	No. 3		
名称及び型式	ベルトコンベア 〇〇社製スチームベルト式		
設置年月日	年 月 日		
着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日		
使用開始予定年月日	令和〇年 〇月 〇日		
規 模	ベルト幅（cm）又はバケット内容積（m <sup>3</sup> ）	105 cm	
	単基の長さ（m）×基数	13 m×1基	
	ベルト又はバケットの速度（m/分）	50 m/分	
	運搬能力（t/h）	30 t/時	
運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量（t/月）		コークス 5,000 t/月	
（使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法）	コンベア（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要	屋外	
	集じん機	集じん機（処理装置）の種類及び型式	〇〇社製バグフィルター（AB-12）
		集じん機（処理）効率（%）	99.5 %
		送風機（原動機）出力（kW）	1,300 kW
	散	装置の種類及び型式	
		装置の能力（m <sup>3</sup> /h）	
	水	運搬量当たりの散水量（L/t）	
	防じんカバーの設置状況		ビニールシート掛け
	その他	方 法	
	添付書類		1 粉じん発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 粉じんの処理又は飛散防止のための装置（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）
ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	コークス受け入れ → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ベルトコンベア</span> → コークス炉		
備考			
1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。			

サ 法の別紙3、条例の別紙2の3の記載上の注意事項

(ア)この用紙は、法の一般粉じん発生施設(ベルトコンベア及びバケットコンベアに限る。)及び条例の届出施設(粉粒塊輸送量コンベア施設に限る。)の場合のみ記載すること。

(イ)各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号(記号)又は固有の呼称を与えて記載すること。(番号に重複のないようにすること。また、一連番号を与えるなどわかりやすいように記載すること。)		
2	名称及び型式	名称(法施行令別表第2又は条例施行規則別表第3第3号に掲げる名称)、製造会社名及び型式を記載すること。		
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。		
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。		
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。		
6	規 模	ベルト幅又はバケット内容積	ベルトコンベアの場合は、ベルト幅を、バケットコンベアの場合は、バケット内容積を記載すること。	
		単基の長さ×基数	1基あたりの長さ及び基数を記載すること。	
		ベルト又はバケットの速度	ベルト又はバケットの速度を記載すること。	
		運搬能力	運搬能力(実際の運搬量ではない。)を記載すること。	
7	運搬物の種類、性状及び通常の間月間運搬量	運搬物の種類、性状及び通常の間月間運搬量を具体的に記載すること。		
8	(使用及び管理の方法及びばい煙等の処理等の方法)	コンベア(届出施設)がその中に設置されている建築物の概要	コンベア等が設置されている建築物の構造を具体的に記載すること。 <例> 鉄筋コンクリート造り(出入口は、シャッターで、その他開口部なし)	
		集じん機(処理装置)	集じん機(処理装置)の種類及び型式	当該届出に係る集じん機等の種類、製造会社名、名称及び型式を具体的に記載すること。 <例> ○○社製電気集じん機(ABC-1234)
			集じん機(処理)効率	重量比で記載すること。 <参考> 集じん機(処理)効率(%) = $\frac{\text{入口の粉じん量} - \text{出口の粉じん量}}{\text{入口の粉じん量}} \times 100$
			送風機の原動機出力	集じん機等に付帯している送風機の原動機出力をカタログ等を参考に記載すること。
		散水	装置の種類及び型式	散水装置の種類、製造会社名、型式及び基数を記載すること。
			装置の能力	散水装置の散水能力(実散水量ではない。)を記載すること。
			運搬量当たりの散水量	運搬量1トン当たりの実散水量を記載すること。
		防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 <例> ビニールシート掛け	
		その他	散水等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合には、その方法を具体的に記載すること。	
		9	ばい煙等の発生及び処理等に係る作業の系統の概要(作業工程)	当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順(工程)を記載すること。

シ 法の別紙4、条例の別紙2の4の記載例

別紙4 一般粉じん発生施設（破碎機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法		別紙2の4 届出施設（粉碎施設、ふるい分施設、選別施設）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）	
工場又は事業場における施設番号		No. 4	
名称及び型式		粉碎施設 〇〇社製 ロッシェミル (AB-12)	
設置年月日		年 月 日	
着手予定年月日		令和〇年 〇月 〇日	
使用開始予定年月日		令和〇年 〇月 〇日	
規模	原動機の定格出力(kW)	70 kW	
	処理能力(t/h)	1.0 t/時	
処理対象物の種類及び通常の月間処理量(t/月)		タルク 200 t/月	
（使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法）	破碎機、摩砕機、ふるい（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要		スレート葺き ALC 構造一面開放
	（集じん装置）機	集じん機（処理装置）の種類及び型式	〇〇社製バグフィルター (AB-12)
		集じん機（処理）効率(%)	99.9 %
		送風機の原動機出力(kW)	55 kW
	散水	装置の種類及び型式	
		装置の能力(m <sup>3</sup> /h)	
		処理量の当たりの散水量(L/t)	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	
	添付書類 1 粉じん発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 粉じんの処理又は防止のための装置（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）		
ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）		原料 → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">粉碎</span> →袋詰め（製品）	
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 その他の欄には、散水等と同等級以上の効果を有する措置について記載すること。			



ス 法の別紙4、条例の別紙2の4の記載上の注意事項

(ア)この用紙は、法の一般粉じん発生施設(破碎機、摩砕機、ふるいに限る。)及び条例の届出施設(粉碎施設、ふるい分施設、選別施設に限る。)の場合のみ記載すること。

(イ)各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号		工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号(記号)又は固有の呼称を与えて記載すること。(番号に重複のないようにすること。また、一連番号を与えるなどわかりやすいように記載すること。)
2	名称及び型式		名称(法施行令別表第2又は条例施行規則別表第3第3号に掲げる名称)、製造会社名及び型式を記載すること。
3	設置年月日		使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。
4	着手予定年月日		設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。
5	使用開始予定年月日		設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。
6	規模	原動機の定格出力	原動機を使用するものについて記載すること。
		処理能力	当該届出施設等の製品処理能力を記載すること。
7	処理対象物の種類及び通常の月間処理量		処理対象物の種類及び通常の月間処理量を具体的に記載すること。
8	破碎機、摩砕機、ふるい(届出施設)がその中に設置されている建築物の概要		破碎機、摩砕機、ふるい等が設置されている建築物の構造を具体的に記載すること。 <例> 鉄筋コンクリート造り(出入口は、シャッターで、その他開口部なし)
	使用及び管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	集じん機(処理装置)の種類及び型式	当該届出に係る集じん機等の種類、製造会社名、名称及び型式を具体的に記載すること。 <例> ○○社製電気集じん機(ABC-1234)
		集じん機(処理)効率	重量比で記載すること。 <参考> $\text{集じん機(処理)効率(\%)} = \frac{\text{入口の粉じん量} - \text{出口の粉じん量}}{\text{入口の粉じん量}} \times 100$
		送風機の原動機出力	集じん機等に付帯している送風機の原動機出力をカタログ等を参考に記載すること。
	散水	装置の種類及び型式	散水装置の種類、製造会社名、型式及び基数を記載すること。
		装置の能力	散水装置の散水能力(実散水量ではない。)を記載すること。
		運搬量当たりの散水量	処理量1トン当たりの実散水量を記載すること。
	防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 <例> ビニールシート掛け	
その他	方 法	散水等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合には、その方法を具体的に記載すること。	
9	ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要(作業工程)		当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順(工程)を記載すること。

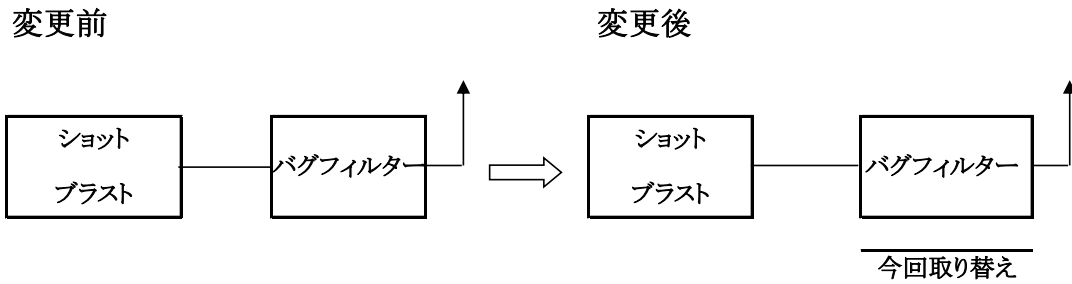
(6) 添付書類等

ア 変更届出説明書の記載例

変更届出説明書（理由）

施設番号 (種類)	当該施設を設置した ときの受理番号 及び受理年月日	主要変更事項	変更予定年月日	変更理由
条例3-7項-へ No. 1 研摩施設	北 - 〇 〇 (届出年月日)	バグフィルターの 取り替え	令和〇年〇月〇日	老朽化のため

変更前後の概要



## イ 変更届出説明書の記載上の注意事項

1	施設番号(種類)	<p>工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号(記号)又は呼称を与えて記入する。(番号等は、重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記入すること。)</p> <p>種類は、法施行令別表第2、条例施行規則別表第3に係る項番号、名称及び基数を記入すること。</p> <p>&lt;例&gt; ・法第2項 ベルトコンベア 2基          ・条例3-7項-ハ ふるい分施設 1基</p>
2	当該施設を設置したときの受理番号及び受理年月日	<p>当該施設を設置したときの設置届表紙の受理番号、及び受理年月日を記入すること。</p>
3	主要変更事項	<p>具体的に変更した事項を記入する。</p> <p>&lt;例&gt; バグフィルターの取り替え</p>
4	変更予定年月日	<p>変更に伴って工事を行う場合は、当該工事(基礎工事を含む。)の着手予定日を記入すること。</p>
5	変更理由	<p>簡略に記入すること。</p> <p>&lt;例&gt; 老朽化のため</p>
6	変更前後の概要	<p>変更前後についてのフローシートを簡略に記入すること。また、その他特に記入する必要のある事項を記入すること。</p>

<お問い合わせ及び届出書の提出先>

届出については、行政区を所管する各環境保全監視グループに提出してください。

所管行政区	提出先（名称及び住所）	地図
北区、都島区、淀川区 東淀川区、旭区	環境局環境管理部環境規制課 <b>北部環境保全監視グループ</b> 〒530-8401 北区扇町 2-1-27 北区役所 2 階 Tel 06-6313-9550	
中央区、天王寺区 浪速区、東成区 生野区、城東区 鶴見区	環境局環境管理部環境規制課 <b>東部環境保全監視グループ</b> 〒541-8518 中央区久太郎町 1-2-27 中央区役所 3 階 Tel 06-6267-9922	
福島区、此花区 西区、港区 大正区、西淀川区	環境局環境管理部環境規制課 <b>西部環境保全監視グループ</b> 〒552-8510 港区市岡 1-15-25 港区役所 4 階 Tel 06-6576-9247	
阿倍野区 東住吉区 平野区	環境局環境管理部環境規制課 <b>南東部環境保全監視グループ</b> 〒545-8550 阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 12 階 Tel 06-6630-3433	
住之江区 住吉区 西成区	環境局環境管理部環境規制課 <b>南西部環境保全監視グループ</b> 〒559-0002 住之江区浜口東 3-5-16 住之江区保健福祉センター分館 Tel 06-4301-7248	

届出書類は、環境局ホームページに掲載しています。

(アドレス : <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060970.html>)